

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年7月14日（金） 10：00～10：06

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：松本剛明 国務大臣（総務大臣）  
齋藤健 国務大臣（法務大臣）  
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
永岡桂子 国務大臣（文部科学大臣）  
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）  
野村哲郎 国務大臣（農林水産大臣）  
西村康稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）  
西村明宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
浜田靖一 国務大臣（防衛大臣）  
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）  
渡辺博道 国務大臣（復興大臣）  
谷公一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
小倉將信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
後藤茂之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
高市早苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
岡田直樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
欠席者：岸田文雄 内閣総理大臣  
林芳正 国務大臣（外務大臣）  
河野太郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官  
栗生俊一 内閣官房副長官  
近藤正春 内閣法制局長官  
欠席者：磯崎仁彦 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件  
○政令 1件  
○人事 4件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定への英国の加入に関する議定書」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、英国の本協定への加入について定めるものです。

次に、「令和5年度特定港湾施設整備事業基本計画の承認」について、御決定をお願いいたします。本件は、港湾整備促進法に基づき、国土交通大臣が定めた基本計画を内閣が承認するものであり、計70の港について、ふ頭用地等の整備を行うものであります。

次に、政令について、御決定をお願いいたします。「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法の一部の施行に伴う関係整備政令」は、出産予定者等の国民健康保険料の減額に係る基準を定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、鈴木財務大臣が、G20財務大臣・中央銀行総裁会議出席等のため、明日から19日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、法務省人事といたしまして、民事局長金子修が裁判所へ転出し、その後任に、大臣官房司法法制部長竹内努を充てることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、高橋金次郎外193名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「TPP協定の猶予期間の規定の適用に関する書簡」を英国との間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、英国について、本協定上の一部の義務の適用を一時的に停止することを取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣臨時代理たる私から海外出張不在中の臨時代理等について、申し上げます。鈴木大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、松本大臣を財務大臣の臨時代理及び金融担当大臣の事務代理に、指定又は命じることといたします。

これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、法務大臣。

○齋藤国務大臣：いわゆるオウム真理教と同一性を有する「Aleph」について、本日、公安調査庁長官は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づき、再発防止処分の請求を行いました。被請求団体は、同法で定められ

ている報告すべき事項の一部を報告していないこと等により、現在、再発防止処分に付されているところ、未だに報告すべき事項の一部を報告しておらず、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難となっております。このため、必要な限度で活動の一部を一時的に停止させるとともに、速やかにその危険性の程度を把握すべく、新たに再発防止処分の請求を行ったものであります。

○松野国務大臣：次に、国土交通大臣。

○斉藤国務大臣：公益社団法人日本水難救済会は、海で遭難された方々を救助する全国約5万人のボランティア救助員の崇高な活動を支援するため、昭和25年から、「青い羽根募金」運動を開始しました。特に、夏季のマリンレジャーが盛んとなる毎年7月1日から8月31日までの2ヶ月間は、国民の皆様にも本運動への御理解を深めていただくため、「青い羽根募金強調運動期間」と定めています。例年、各大臣には、本運動の趣旨を御理解のうえ、7月中の1週間程度、青い羽根を御着用いただいています。本年も、本日から7月20日までの間、御着用いただき、本運動の推進に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。



件名外案件

〔令和5年〕  
〔7月14日〕 (金)

◎一般案件

資料  
なし

- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に組み込まれ、その一部を成す環太平洋パートナーシップ協定第18・38条（猶予期間）の規定の適用に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の書簡の交換について（決定）（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕